第5章

サハラ以南アフリカにおける憲法,権威主義,権力闘争

----コートジボワールの事例から-----

佐藤 章

はじめに

1990年代の民主化以降のサハラ以南アフリカ(以下アフリカ)諸国の政治において、憲法は政治の動向を左右する重要な制度であった。民主化に先立ち憲法改正が行われたのはその代表例である。同時に憲法は、そのあり方をめぐり政治が深く介在する対象でもあった。現職の政治的な優位を増進させる目的でなされる憲法改正がその例である。アフリカの憲法を検討するにあたっては、単に政治のあり方を規正する制度という観点だけではなく、政治と憲法が動的な関係をとりむすんでいることを考慮に入れることが必要だといえる。いわば、制度と政治の接点という観点から憲法を研究する視座が求められているのである。この視座が本章の出発点となる。

政治との関係において憲法を捉える視座は、既存研究においてあまり掘り下げられてこなかったものといえる。比較憲法の分野では、政治と法律の関係は正当な研究課題であるとの認識が存在したが(Hirschl 2013)、実際に研究が行われてきたわけでは必ずしもない。また、アフリカの法律に関しては、法律本来の趣旨から逸脱したものとみなされる傾向があり、研究が低調な時代が長く続いたと指摘されている(Okoth-Ogendo 1991; 1993)。アフリカの憲法に関する研究関心は、1990年代に入って、南アフリカ憲法への注目を契機として少しずつ高まりを見せ始めたものの、対象国の多さに見合った研究の進展があったとは言い難い。ただ、このような研究状況のなかで、比較政治学において、権威主義体制に

とっての憲法のもつ意義を問う研究視角が2000年代に提唱され (Barros 2002), これに続く研究も生まれてきている (Ginsburg and Simpser 2014)。また比較憲 法の研究者のなかからも,近年の「民主主義の後退」論との関連で憲法を再検討 する議論が登場するなど (Sadurski 2020),政治と憲法の関係への注目は徐々に 高まりつつある様子が観察される。本章の視座はこのような新たな研究動向に呼 応するものである。

本章の目的は、権威主義体制の多いアフリカ諸国において憲法の果たす役割や意義についての理解を深めることにある。本章でとりあげるのはコートジボワールである。1960年の独立以来、権威主義体制が続いてきたコートジボワールでは、統治者の選出・交替・継承にかかわる制度として、憲法が政治的に大きな意味をもつ現象が確認されてきた。これは、憲法の規定が、権威主義的な統治に直接携わる政治家たちが展開する、権力闘争の方向性を大きく左右する政治的な「ゲームのルール」として大きな意味をもってきた状況と言い表すことができる。

この状況が次のような二面性を伴うのではないかというのが本章の主張である。ここでいう二面性とは、ひとつには、権威主義的な体制内で1人の統治者から次の統治者へと安定的に権力の継承がなされることを保証する側面である。すなわち、権威主義体制の安定に寄与する側面である。もうひとつは、憲法規定を恣意的に改廃したり、運用したりすることを通して、統治が個人化されていく側面である。統治の個人化は、政権の権威主義的性格を強化する性質をもつものであり、次の統治者への権力継承を困難にしたり、統治エリート内での不満を高めたりするなど、中長期的には政権に対するリスクとして働きかねない。つまりここでいう二面性とは、憲法の利用が、権力の安定に作用する一方、不安定化にも作用し得ることを指したものである。

このような主張を行うことにより、本章は、おもに憲法、権威主義、権力闘争の関係をめぐり、事例の提示と、比較研究ならびに理論的研究につながるような 論点を提起するかたちで貢献を図ろうとするものである。

本章では、次の順に議論を進める。まず、コートジボワールの憲法、政治制度、政治史に関して基礎知識を整理する(第1節)。続いて、コートジボワール政治史において憲法が「ゲームのルール」として機能した事例を2つとりあげ、具体的な検討を行う。第1の事例は、大統領空席時の手続きに関する規定を通した統治

者によるシグナリングである(第2節)。第2の事例は、大統領被選挙権の規定を使った特定の政治家の排除策である(第3~5節)。最後に、上記の主張に照らした考察を行う(第6節)。

1 コートジボワール政治の概略

1-1. コートジボワールの憲法、政治制度、主要政党

コートジボワールでは、1960年の独立直後に独立国として最初の憲法が制定された。以下、「第1憲法」と呼ぶ。「独立国として最初の憲法」とわざわざここでいうのは、独立より前の時代に、植民地宗主国であるフランスの国家体制のなかで「共同体内自治共和国」という法的地位にあった時期があり、その時期に制定された憲法が存在するためである。本章では自治共和国時代の憲法については基本的に扱わず、独立後の1960年以降に制定された憲法のみを対象として研究を進める。2000年と2016年にそれぞれ新たな憲法が制定されている。これらは以下、それぞれ、「第2憲法」、「第3憲法」と呼ぶ。いずれも、既存の憲法の修正ではなく、起草委員会のもとで憲法典ごと新たに起草され、国民投票によって承認され、制定されたものである」。

コートジボワールは独立以来、共和制である。執政権者である大統領を直接選挙で選出する制度は、第1憲法から第3憲法に共通である。立法権を担う国会は、第1、第2憲法では国民議会(Assemblée nationale)の一院制であり、第3憲法では国民議会と元老院(Sénat)の二院制となった。国民議会の議員は第1憲法から第3憲法まで共通して、全員が直接選挙により選出される。第3憲法で導入された元老院の議員は、国民議会と大統領によって指名される。

歴史的に重要な役割を果たしてきた政党は3つである。第1は、コートジボワール民主党 (Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI) である。同党は、

¹⁾ 法律としての正式の名称は,第1憲法が「1960年11月3日付け法律第 60-356 号 (Loi n° 60-356 du 3 novembre 1960)」,第2 憲法が「2000年8月1日付け法律第 2000-513 号 (Loi n° 2000-513 du 1^{er} août 2000)」,第3憲法が「2016年11月8日付け法律第 2016-886 号 (Loi n° 2016-886 du 8 novembre 2016)」である。

1946年に創設され、独立運動の中心を担ってきた政党である。植民地期最後の議会選挙(領土議会選挙)で事実上すべての議席を独占して1960年の独立に至り、そのまま事実上の一党制を敷いた。一党制は1990年まで続いた。初代大統領F・ウフェ=ボワニ(Félix Houphouët-Boigny: 以下ウフェ)は同党のリーダーであり、1960年から1993年12月の死去まで大統領を務めた。第2代大統領(在職1993年12月~1999年12月)のH・コナン・ベディエ(Henri Konan Bédié)もこの政党である。同党はおもに中部と東南部に支持基盤をもつ。旧宗主国フランスとの関係を重視する。イデオロギー的には中道から保守寄りといえる。

第2は共和連合(Rassemblement des républicains: RDR)である。1990年代にPDCI内で展開された主導権争いに敗れたアラサン・ワタラ(Alassane Dramane Ouattara)の支持者らが1995年に創設した政党である。おもにワタラの地元である北部に支持基盤をもつ。政策的には、リーダーであるワタラが、西アフリカ諸国中央銀行(Banque centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest: BCEAO)総裁や国際通貨基金(IMF)専務理事を務めた経歴をもつこともひとつの背景として、ネオリベラル経済改革に前向きな姿勢を示す。PDCIと同様フランスとの関係を重視する。ワタラ党首は2010年の大統領選挙で初当選を果たしたのち、2015年、2020年に再選し、現職である。RDRは2020年の大統領選挙の前に、他の政党の幹部も一部糾合するかたちで、「民主主義と平和のためのウフェ主義者集合(Rassemblement des houphouëtistes pour la démocratie et la paix: RHDP)」という新たな政党に組織がえし、現在に至っている。

第3はイボワール人民戦線(Front populaire ivoirien: FPI)である。FPIは,PDCIによる一党制時代に体制批判的な運動を展開してきた大学人らを中心に組織され,1990年の民主化時には,ウフェとPDCIに対抗する野党勢力の筆頭的な存在であった。2000年の大統領選挙で,党首のローラン・バボ(Laurent Gbagbo)が初当選を果たした。FPIは社会主義インターナショナルに参加する,いわゆる社会党系の政党である。フランスに対しては批判的な姿勢をとることが多い。バボの出身地である西部地域に支持基盤がある。バボは2010年の大統領選挙での敗北後に失脚し,国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC)で審理を受けた。中心人物であるバボの失脚後,FPIは,合法政党として活動を続ける勢力と,バボ以外の権威を認めない勢力とに分裂した。前者の勢力が現在

のFPIであり、党首はアフィ・ンゲッサン(Affi N'Guesssan)である。後者の勢力は、「FPI-GOR」という通称(「GOR」は「バボしかいない(Gbagbo ou rien)」というスローガンの略記)で活動し、2021年国民議会選挙には、「ともに民主主義と主権のために(Ensemble pour la démocratie et la souveraineté: EDS)」というプラットフォームのもとで参加した。ICCで不起訴となり2022年に帰国したバボは、アフリカ人民党・コートジボワール支部(Parti des peuples africains - Côte d'Ivoire: PPA-CI)という新政党を立ち上げ、現在に至っている。

1-2. コートジボワールの政治史概略

次にコートジボワールの政治史を、憲法にも言及しながら概観する。第1憲法では、「政党・政治団体は投票によって競争する。国家主権と民主主義の原則ならびに共和国の法律を尊重する条件のもとで、政党・政治団体は自由に結成され、活動する」(第7条)との規定があり、ここでの「政党・政治団体」は「Lespartis et groupements」と複数形で記載されている。一党制は憲法に明記されたものではないのである。PDCIによる事実上の一党制は、他の政党の設立を当局が承認しないというかたちで続けられてきた。このため、1990年の民主化は、とくに憲法の規定を変更することなく、政権が野党の設立を認めるということだけで実現した。1990年に独立以降はじめて、複数候補が立候補した大統領選挙と、複数の政党が参加する国民議会選挙が行われた。大統領選挙はウフェがバボを下し、国民議会選挙でもPDCIが圧倒的に多数の議席を確保した。

1993年12月にウフェは現職のまま病死し、憲法の規定に則り、国民議会議長だったベディエ (PDCI) が大統領として、ウフェの残り任期 (1995年10月まで)を務めることになった。1995年にベディエははじめて大統領選挙に出馬し、再選を果たした。国民議会選挙もPDCIが制した。1999年12月にベディエ政権は、待遇への不満を背景とした兵士反乱の収拾に失敗して崩壊し、かわってロベール・ゲイ (Robert Guéi) 退役准将 (元参謀総長)を首班とする軍事政権が樹立された。軍事政権下で新憲法の起草が進められ、2000年8月1日の国民投票での承認により第2憲法が成立した。第2憲法に基づく大統領選挙が2000年9月に実施され、開票時に大きな混乱が発生したが、最終的にはバボ (FPI) が初当選を果たした。国民議会選挙は2000年12月に実施され、FPIが第一党の座を確保し、PDCIと

二大勢力を形成した。

2002年9月に、旧軍事政権の元幹部らが組織した反乱軍が挙兵し、コートジボワール北部の占領に成功した。政府側は北部を奪還するだけの軍事力をもたず、南北分断状態のまま膠着し、和平交渉による解決が図られることになった。本来、大統領の任期は2005年10月に切れるはずだったが、選挙実施に向けた与野党と反乱軍の交渉は難航し、大統領選挙は最終的に2010年にずれ込んだ。2010年の大統領選挙では、PDCIとRDRの選挙協力が奏功し、ワタラがバボを下して初当選を果たした。しかしバボは退陣を拒否した。バボとワタラそれぞれが大統領就任式と組閣を実施し、コートジボワールは2つの政府をもつ状態に陥った。最終的に両勢力は2011年3月末から軍事衝突し、国連PKOの軍事行動の結果が有利に働いたワタラ側が勝利を収めた。バボは逮捕され、ワタラは2011年5月に正式に大統領に就任した。

ワタラ政権は、RDRとPDCIを基軸とする与党連合のもとで安定的に維持され、2011年12月の国民議会選挙を制した。2015年には、与党連合の結束を背景に、ワタラが再選を果たした。このタイミングでワタラは、2011年の就任当初から公言していた憲法改正手続きに着手した。その趣旨は、コートジボワールの国内対立を生み出してきた民族差別の問題を解決し、国民和解を実現することであるとされた。ワタラは自らが主導するかたちで新憲法草案を作成した。新憲法案は2016年10月に国民投票で承認され、第3憲法が成立した。

その後ワタラは、PDCIに対して、RDRとの政党合同による単一政党化の提案を行った。だが、その当時までにPDCIのなかでは2010年の大統領選挙、2015年の大統領選挙でいずれもワタラを支持したにもかかわらず、十分なポスト配分が行われていないことへの不満が高まっていた。このようなPDCI党内での不満は、2015年大統領選挙で独自候補を出さないとの決断をしたベディエ党首の指導力を損なうことにもつながりかねないものであった。このような不満を背景に、ベディエはワタラからの単一政党化の提案を謝絶し、さらに与党連合からの離脱も決定した。これにより、2020年の次期大統領選挙が、RDRを核とする新党RHDPとPDCIの対決となることが確定的となった。

コートジボワールでは、大統領の任期制限は第2憲法で導入され、再選は一回 限り、すなわち2期までと定められた。同じ内容の制度が第3憲法でも設けられた。 RHDPは、2020年で連続2期の任期が切れるワタラにかわり、党ナンバーツーのアマドゥ・ゴン・クリバリ(Amadou Gon Coulibaly)首相を党の公認候補に指名した。これに対してPDCIは80代の高齢ながらベディエ党首が自ら臨むこととなった。だが、投票まで3カ月あまりと迫った2020年7月にクリバリ首相が病気により急死してしまう。クリバリにかわる大統領候補の指名に迫られたRHDPは、ワタラ大統領を候補者に指名した。憲法上不可能であるはずの三選出馬に関し、RHDPは、2016年に新憲法が制定されているので、その時点で連続任期のカウントはゼロに戻ったとの主張を展開した。憲法に関する裁判機関である憲法評議会(Conseil constitutionnel)委員長2)もワタラの出馬に問題はないとの考えを示した。

これに反発したのがPDCIをはじめとする野党側である。野党側はワタラの出馬は違法であるとして、立候補の取り下げをワタラ側に要求した。ワタラ側がこれを拒否すると、野党側は違法な立候補者がいる選挙は無効であるとして、選挙のボイコットを呼びかけ、ベディエら立候補予定者も選挙活動を実施せず、当日の投票も棄権した。2020年10月末に投票が実施され、選挙管理委員会がワタラの当選を発表すると、野党側はワタラの当選を認めないことを明らかにし、移行期委員会の設立を宣言した。ワタラ側はこれを国家転覆行為だとみなし、野党幹部ら20人以上を逮捕したほか、ベディエの邸宅を治安部隊によって包囲するという行為に出た。この政治的な緊張に伴い、コートジボワール国内では暴力行為が相次ぎ、80人以上が死亡する事態となった。

その後2020年11月はじめに、ワタラとベディエの直接会談が実現し、これ以上対立を長引かせず、和解に向けた道を探ることが合意された。それをふまえて2020年12月には与野党協議が開催され、2021年に国民議会選挙を実施することと、これに野党も参加することが確認された。2021年3月にこの予定どおりに国民議会選挙が実施された。ワタラが主導するRHDPが過半数の議席を獲得して勝利した。2020年の政治危機は、さしあたりワタラ主導の政治秩序が維持されるかたちで乗り切られたことになる。

²⁾ 憲法評議会の委員長は大統領による任命職である(第3憲法第130条)。

2-1. 第1憲法での規定――ウフェによるシグナリング――

では次に政治にとっての「ゲームのルール」としての側面をみていきたい。ま ず、大統領空席(死亡・辞任・職務遂行不可能)時の手続きについてである。大統領 空席時の手続きに関する第1憲法の条文はウフェ政権期にたびたび改正されてき た。ちなみに第1憲法では、国会の5分の4の賛成により、国民投票にかけずに 憲法改正が可能である。PDCI-党制の時代には、国民議会に対するウフェの影 響力は絶対的であり、ウフェは自らの意向に沿った憲法改正を行うことが可能で あった。

1960年の制定当時の条文では、大統領空席時には、後任の大統領は国民議会 議長が国民議会議員のなかから選任するものとされ、ただし、残り任期が1年以 上ある場合は選挙を実施することと定められていた。ウフェは、1975年にこの 規定を改正し、大統領空席時には国民議会議長が大統領に就任するという内容に 改めた。この改正は、その当時に国会議長の座にあったフィリップ・ヤセ(Philippe Yacé)という党ナンバーツーへの事実上の後継指名を意味するのではないかと PDCI党内では受け止められた。

ウフェは公称1905年生まれであり、1975年にはすでに70歳を迎えることに なっていたが、特定の有力者を後継者に名指しするような行為は一切してこなか った。これは自らへの権限集中策の一環をなす態度だと理解されてきた。他方, ウフェが高齢化するにつれ、PDCI党内では必然的に後継者の座をめぐるさや当 てや憶測が飛び交い. 党内での地歩固めを目指した党派形成などの動きも活発化 するようになっていた。1975年の憲法改正は、党内のこのような状況に対し、 後継者名を直接言及することは避けつつも、後継者に関するある種の推測の材料 を提供することにより、党内の混乱を沈静化させ、自らの統制下におこうとする 意図に基づいたものとして解釈された。

なお、この数年後にヤセは失脚してしまうのだが、これと同時に1975年に導 入された憲法改正規定も削除された。このことは、1975年の憲法改正がヤセの 処遇とセットのものであったという解釈が「正しい」ものであったことを, 改めて, 党内に喚起することとなった。大統領空席時に関する条文は, こうして, コートジボワール政治における要注目条文と化した。

次の改正が行われたのは1980年である。今度はウフェは、副大統領ポストを新設し、その指名は大統領が行うとする条文を盛り込み、同時に、大統領空席時には副大統領が大統領に就任することも明記した。副大統領人事への党内の注目が再び高まったが、結局副大統領が指名されることはなく、のちにこの規定も削除された。1980年代は、ウフェが一党制の長期化から来る党内のゆるみを強く問題視し、さまざまなかたちでの党紀粛正策を試みていた時期である(他には、唯一党内での競争的選挙の導入などの策がある)。この副大統領ポストに言及する憲法規定にもこのようなねらいがあったと考えられる。1975年と同じく、ウフェがPDCI党内に向けて、自らの人事権を誇示し、党内の分派勢力を威嚇するというシグナリング効果を担わされたものとして解釈可能である。

大統領空席時の手続きに関する次の動きは、1990年の憲法改正である。1990年の改正では、大統領空席時には国民議会議長が大統領に就任するとの規定が盛り込まれた。これは、1975年の改正時に盛り込まれた内容と同じであるため、このとき国民議会議長だったベディエへの事実上の後継指名を意味するものとも解釈された。ただ1975年と異なるのは、同時に、首相ポストを新設する規定が盛り込まれ、実際に首相が任命されたことである。コートジボワールは前述のとおり大統領制であるが、この制度下で任命された首相は、大統領のもとで広く執政権を担う存在として位置づけられた。首相に任命されたのが、それまでコートジボワール政界での活動歴がないワタラであった。ワタラは、前述のとおり、BCEAO総裁やIMF専務理事などを歴任したエコノミストで、当時はウフェの招請によってコートジボワールの構造調整政策を策定・実施する責任者の任にあった。

それまで政治家としての活動歴がないこの人物が、一躍大きな政治的実権を担わされたことは、ウフェの考える後継者候補のひとりとして目されているのではないかとの観測をコートジボワール政界に巻き起こすことになった。憲法上の後継者と位置づけられるベディエ国会議長と、大きな権限を委任されたワタラ首相のどちらが、後継の座に近いのかをめぐり、PDCI内は大きく動揺することとな

った。この1990年の憲法改正もまた、党内に後継者問題についての一定の意思 を示しながらも、確定的な意思表明はしないことで自らへの権力集中を維持しよ うともする、ウフェの対PDCI内シグナリングと解釈できるものである。

その後の展開をいえば、1993年12月にウフェが現職のまま病死すると、憲法上の規定にしたがってベディエが大統領に就任した。ベディエ大統領の就任を受けて、ワタラ内閣は総辞職し、まもなくワタラはコートジボワールを去った。だが、PDCI内にはワタラを推して活動していた政治家が一定数おり、彼らがPDCIを離党してワタラ擁立を目指す新党RDRを立ち上げ、活動をはじめていくことになる。そしてこのベディエとワタラの対立は、その後の対立と連携の時代を経ながら、2023年8月にベディエが死亡するまでのあいだ、政界の重要な要素であり続けた。

2-2. 第2憲法と第3憲法

第2憲法での規定は、大統領空席時は国民議会議長が代行に就任し、45~90 日以内に選挙を実施するとの内容のものであり、国民議会議長人事を後継指名に は使えないかたちになっている。2000年憲法は、軍事クーデタによってPDCI の一党優位体制が崩れ、民政移管に向けて進む流れのなかで作成されたもので、 そのような政治的な自由化の精神を反映して、選挙での決定を重視する制度になっているといえる。

第3憲法では、大統領と副大統領がペアとして出馬し、選挙での審判を仰ぐ制度が導入された。その上で、大統領空席時は副大統領が大統領に就任する制度となった。これは大統領空席時にかわりの大統領に就任する人物が選挙での審判を受けた人物だという点で、選挙を重視する制度といえる。この点では第2憲法での規定とも共通する性格をもつといえよう。第2憲法での規定は、大統領職が急に空席になった場合に、選挙結果次第では政権交代もあり得るという制度設計であり、大きな政治的変動をもたらしかねない制度でもあった。この点に照らして第3憲法の規定は、大統領が空席となっても選挙で選出された副大統領が任期を満了するまで務める制度であり、ひとつの任期の安定性を担保する制度といえる。

とはいえ、第3憲法が制定された2016年は、2015年の大統領選挙の翌年であり、その次の選挙は2020年を待たねばならなかった。このため、経過措置と

して、初代副大統領は大統領が任命するという規定が憲法には盛り込まれており、ワタラの政党と与党連合を組むPDCIの幹部が副大統領に任命された。この点に、この憲法規定のもつ政治的側面が見出される。当時の与党連合の事情をいうと、RDRとPDCIの連合が2010年、2015年のワタラ当選の重要な基盤となっていたにもかかわらず、PDCIの側には、対等なはずの連合相手でありながら、首相ポストしか獲得できていないことへの不満が高まっていたことは前述した。第3憲法で、大統領に昇格する可能性もある副大統領制を導入し、そのポストをPDCIに配分したことは、与党連合のパートナー政党であるPDCIへの政治的配慮として解釈され得るものといえる。すなわち、副大統領制には、与党連合の結束を図る措置という役割も担わされていると解釈できる。

ただ、ワタラは副大統領の任命と平行して、PDCIに対して、ワタラの政党 RDRとの合同による単一政党化を前述のとおり申し入れている。これは与党連合をより永続的な政治勢力とすることにより、安定的な政権基盤を確立し、政治的な安定性も確保しようというねらいをもつものとして公には説明されたが、この提案が実現すれば、ワタラが、連合相手へのポスト配分という政治的な負担から解放されることになるのは明らかであった。つまり、この単一政党化提案は、ワタラ側がPDCIに大統領ポストを配分する意図がないことを端的に示すものでもあった。

最終的にベディエPDCI党首はワタラからの単一政党化の提案を断り、さらには与党連合からの離脱も決断した。PDCIは独自に大統領ポストの獲得を目指す戦略に切り替えたわけである。ただ、PDCI内にはワタラと活動をともにすることを志向した幹部が一定数いた。彼らはPDCIを離脱し、ワタラが単一政党化の受け皿として組織したRHDPに加わることになった。このような展開は、ワタラにとっては、単一政党化こそ実現しなかったものの、連合解消後に強力なライバルとなりかねないPDCIの弱体化に成功し、さらに自らの政治勢力の幹部人材の増強も実現したものであったといえる。第3憲法の大統領空席時の憲法規定は、このような政界再編につながる政治的な駆け引きのなかでひとつのピースとしての機能を果たしたということができる。

3-1. 「イボワリテ」と大統領被選挙資格

次に大統領の被選挙資格に関する規定についてみていきたい。大統領の被選挙 資格は、近年のコートジボワール政治で最も重要な「ゲームのルール」であった といってよい。これは第2憲法で導入された、「大統領選挙の立候補者は、生ま れながらのコートジボワール人である父と母のあいだに生まれた、生まれながら のコートジボワール人でなければならない | とする規定に集約されている問題で ある。この規定は、大統領の被選挙資格に関して、親の代に遡っての出生歴・居 住歴を求めるものであり、コートジボワール市民のあいだに血統主義的な観点か らの区別をもち込むものであった。この規定はまた、現在の領土に相当する地域 に早くから居住してきた系譜をもつ者を優先する「先住性 (autochthony)」の 思想を内包したものである。さらに、先住性を主張し得るのが、コートジボワー ルの諸民族のうちの一部でしかないこと――端的にはいわゆる「民族地図」によ ってコートジボワールの領土内にのみ分布すると表象される民族のみ――を措定 する点で、エスノナショナリズムの考え方もそこには内包されていた。

このような特徴をもつ大統領被選挙資格の規定をめぐる政治対立は、「コート ジボワール人であること」や「イボワール人性」とも訳される「イボワリテ (l'ivoirité)」という概念をめぐる問題として、1990年代半ば以降のコートジボ ワール政治を支配する大きなテーマとなった。以下、第3節から第5節までを使 って、この問題を詳しく検討していきたい。

3-2. 第1憲法における大統領被選挙資格

まずは、第1憲法における大統領の被選挙資格についてみていこう。第1憲法は、 大統領の選出について、「共和国大統領は直接普通選挙によって5年の任期で選 出される。共和国大統領は再選できる「第1憲法第9条」とのみ規定する。大統 領に立候補するための資格要件については「別途法律で定める」とする条項(第 1憲法第10条)があるものの、具体的な規定は存在していない。

被選挙資格の認定に関して第1憲法では、国民議会議員の被選挙資格に関する 異議申し立てについては、最高院(Cour suprême: 1994年の憲法改正後は最高院 にかわり憲法評議会)が裁定するとの定めがあるが、大統領の被選挙資格に関す る異議申し立てについての言及はない³⁾。法律制定が義務づけられている事項を 定めた第1憲法の規定(第41条)では、「国民議会と地方議会の選挙制度」が挙 げられているものの、大統領の選挙制度については言及がない。前段落で記した ことをふまえて整理すると、このように第1憲法は、大統領の被選挙資格、その 承認手続き、選挙制度などについて憲法の文言としては具体的には規定していな いという点に特徴がある。

このような憲法における「不言及」ともいうべき状況は、独立前から指導的な立場を確立したウフェがリーダーの座を維持したことと無関係ではないと考えられる。ウフェは、1960年に大統領に就任してから、1993年に病死するまで33年間にわたり大統領の座に君臨し続けた。コートジボワールは1990年に独立後はじめて複数政党制での選挙を実施することになるが、それまでのあいだはPDCI一党制下にあり、5年ごとに実施された大統領選挙でもウフェが唯一の立候補者であった。ウフェ以外の人物が大統領選挙に出馬することが想定されていない状況では、大統領の被選挙資格に関する規定はそもそも存在理由がなかったのかもしれない。

ただ、憲法上はこのような「不言及」がみられるものの、現実には、第1憲法期においても大統領選挙に関する選挙法の制定はなされており、そこに大統領選挙の被選挙資格について一定の定めがなされていたことをみることができる。それは、第1憲法の制定から4日後に制定された1960年11月7日付け法律第60-359号(以下1960年大統領選挙法)においてである。同法は「選挙人(électeur)の資格をもつすべての市民が大統領に選出され得る」と規定している(1960年大統領選挙法第3条)。選挙人の資格とは、コートジボワール国籍をもつ成人のすべての男女に認められるものとして当時の憲法(第1憲法第5条)に規定されて

³⁾ 第1憲法第10条は、被選挙資格を含む大統領選挙の進め方については、法律で諸条件を定めるとし、 最高院の役割については、「これらの作業の適正性を統括する」とするにとどまる。1994年の憲法改 正で創設された憲法評議会についても、この同じ文言で役割が規定されているにとどまる。

いるもののことである。その上で、1960年大統領選挙法は、大統領選挙への立候補が認められない場合として、満40歳未満であること(同法第4条)、司法の決定により除外されている場合(同第5条)⁴⁾、公職ないし行政職(政府・地方行政・公営企業などの要職、裁判所判事、軍の将校、警察幹部など法律に具体的に記載があるもの)に在職中もしくは離職から6カ月以内の場合(同第6条)、などの除外条件を設けている。

のちの「イボワリテ」の問題との関連でいえば、第1憲法期にコートジボワール国籍の取得の経緯と関連した被選挙権の制限が行われていたかどうかが、確認を要する重要な点といえる。コートジボワールでは独立翌年の1961年に国籍法(1961年12月14日付け法律第61-415号)が制定された。同法では、帰化による国籍取得者について、国籍取得から満5年が経過したのちに選挙人の資格をもつと定めている(国籍法第43条2)。前述のとおり、第1憲法下における大統領の被選挙資格は、1960年大統領選挙法において「選挙人(électeur)の資格をもつすべての市民が大統領に選出され得る」と定められており、特定の国籍取得の経緯をもつ者の被選挙権を制限する規定がそのほかに定められていた事実もなかった。すなわち、第1憲法下においては、帰化した者であっても大統領選挙に出馬することが、現実の問題はさておき、少なくとも法の問題としては可能であるという制度であった。

では、1990年に第1憲法下で実施された民主化後初の選挙での大統領の被選挙資格はどうなっていただろうか。1990年10月の大統領選挙に際しては、1985年大統領選挙法の条文の一部を改正する法律が制定されている(1990年10月10日付け法律90-1167号)。1985年大統領選挙法を確認できなかったため、ここでは便宜的に1960年大統領選挙法との対照で1990年大統領選挙法の改正内容を確認すると、新たに付け加わったのは、立候補届の際に必要な情報に「所属政党(filiation)」が追加されたことと、供託金に関する規定——金額は2000万CFAフラン(日本円でおよそ400万円に相当)で有効投票の10パーセントを獲得

⁴⁾ 刑罰を受けているなどで市民権や政治的権利を制限されている場合に選挙人資格を失うということが、現地で刊行された選挙の手引きに記されており (Aggrey 1983, 17), そのようなケースが具体的には想定されていたものと考えられる。

すれば返還される——,従来から慣行として行われてきた非コートジボワール国籍者の投票が今回も認められること,である。このような規定は,供託金の金額が大きいことが事実上の選挙権の制約にあたるという問題性はあるものの,後に問題となるような立候補希望者の国籍取得の経緯にかかわるような大きな制約を課すものではなかったといえる。1985年選挙法における規定については推測となるものの,このように1960年から1990年までのあいだは,「イボワリテ」的な考え方が大統領の被選挙資格に関して法律に盛り込まれることはなかったと考えられる。



「イボワリテ」の法制化

----前史としての 1994 年選挙法-----

4-1. 1994年の選挙法改正

第2憲法で「イボワリテ」の思想の発露ともいえる被選挙資格の規定が導入される経緯を知る上では、1990年代以降の政治情勢の理解が不可欠である。1-2で確認したとおり、1993年12月にウフェは現職のまま病死し、憲法の規定に則り、国民議会議長だったベディエ(PDCI)が大統領として、ウフェの残り任期(1995年10月まで)を務めることになった。1995年にベディエははじめて大統領選挙に出馬することになった。ベディエは独立直後からウフェ政権下で重用されてきた人物だったが、党内に幅広い支持基盤を確立していたわけではなかった。また、1995年の選挙(10月の大統領選挙と11月の国民議会選挙)は、独立以来の支配政党であるPDCIがウフェというカリスマ的な指導者なしではじめて臨む選挙であり、加えて、もはや一党制ではなく、1990年から選挙に参加している野党の草分けである、バボのイボワール人民戦線(FPI)と、ワタラ派の新党RDRという野党の挑戦を受けるものでもあった。このような党内外での厳しい政治情勢のなか、選挙前年の1994年12月にベディエ政権は、その後のコートジボワール政治史に大きな爪痕を残すひとつの法律を可決させた。これが新しい選挙法である(以下、1994年選挙法とする)。

前節でみたとおり、コートジボワールでは大統領選挙と国民議会議員選挙について別個に法律を制定するかたちがとられてきた。1994年選挙法は、このよう

な方式を改め、大統領選挙、国民議会議員選挙、地方選挙というすべての選挙を対象とし、有権者登録などの全選挙共通の手続きと各種選挙固有の規定とを包括的にまとめた単一の法律として作成された。これは複数政党制という新しい政治的現実に適応するための選挙制度改革の意味合いをもつものとして公式には提起された。しかし、この選挙法は、被選挙資格に関してかなり詳細な規定を盛り込んでいたことで大きな政治的な議論を巻き起こした。具体的には、大統領選挙に関する被選挙資格として次のような条件が明記された。(1)~(4) は立候補に必要な条件(1994年選挙法の第49条)、(5)~(7) は立候補が認められない場合(同第50、51条)である50。

- (1) 満40歳以上であること
- (2) 生まれながらのコートジボワール人であり、かつ両親もともに生まれながらのコートジボワール人であること
- (3) コートジボワール国籍を離脱したことがないこと
- (4) 選挙までの5年間にわたりコートジボワールに継続的に居住していること (ただし, 国家による派遣などの任務によって国際機関等に勤務する場合はこの条件は課されない)
- (5) 司法判断によって被選挙資格を認められない場合
- (6) 他国の国籍を取得したことがある者
- (7) 国家の重要なポストに在職中もしくは離職から6カ月以内(対象となるポストは法律に明記されている。憲法評議会の構成員,最高院の構成員,判事,中央・県の財務官,国営企業の総裁と理事,軍人,中央省庁の部長級以上)

以上の選挙法の規定で最も議論を巻き起こしたのは、(2)の「生まれながらの

⁵⁾ なお、国民議会議員に関しては、(1)の「満40歳以上」という年齢制限が「満23歳以上」であること(1994年選挙法第77条)と、(7)に関して、任期満了後の復職が可能と定められていること(同第79条)が異なるが、それ以外は同じである。また上記の被選挙資格のほか、1994年選挙法では、立候補届の添付書類として、出生証明書、犯罪の有無の記録、国民証、推薦人名簿(各地方につき500人)など、1990年までの選挙では必要とされていなかった書類が付け加わった(1994年選挙法第55、56条)。

コートジボワール人であり、かつ両親もともに生まれながらのコートジボワール人であること」である。この条項に関して、国民議会で法案の説明をした内務大臣は、「生粋のコートジボワール人であること(être Ivoirien de souche)」が大統領ならびに国民議会議員になるためには求められる、と述べた(Fraternité Matin、24 novembre 1994)⁶⁾。コートジボワールは植民地期から周辺地域からの移民を多数受け入れてきた歴史をもつ国であり、帰化による国籍取得者が比較的多く存在している。また、コートジボワールの国籍法では、両親ともに外国人である場合を除き、コートジボワールで生まれた者はコートジボワール人であると定めているので、コートジボワール人であるためには両親ともにコートジボワール人である必要はなく、両親のどちらかがコートジボワール人であればよい⁷⁾。国籍法のこの規定に照らしていうと、立候補を希望する本人だけではなく、その両親にまで遡って生まれながらのコートジボワール人であることを求める1994年選挙法の規定は、国籍法が定める条件に照らして正当に国籍を付与され

4-2. 植民地期の「国籍」という問題

得る人々のうちの一部にしか、被選挙権を認めないものであった。

加えて、1994年選挙法が定めるこの制度は、「生まれながらのコートジボワール人」の認定方法をめぐる問題をはらんだものであった。そもそも1994年選挙法の制定時点で、大統領への被選挙資格である「満40歳以上」という条件を満たす人物は、1954年より前に生まれたことになるが、1954年当時のコートジボワールは植民地統治下にあってまだ主権国家となってはいない。法的には、その当時、コートジボワール国籍は存在せず、それを保有する者も存在しない。

⁶⁾ ここで「代々の」と訳をあてたフランスの表現「de souche」だが、「de」は英語のofに相当する前置詞、「souche」は木の切り株を意味する名詞で、転じて、家族や一族などの祖先や起源などの意味で使われる。国民名につけて使われる場合には、帰化による国籍取得者と対置されるものとしての「元からの(d'origine)」という意味で使われる。

⁷⁾ 独立後最初に制定された国籍法において、「コートジボワールで生まれたすべての個人が、両親とも 外国人である場合を除き、コートジボワール人である」と定められた(Loi n° 61-415 du 14 décembre 1961. 第6条)。この条項は1972年の改正法(Loi n° 72-852 du 21 décembre 1972) により、嫡出子の場合と婚外子である場合を想定した文言に改められたが、両親もしくは両親と推定 される者がともに外国人である場合を除き、コートジボワール国籍が認められるとする制度は引き続き維持され、現在に至っている。

このことはさらにその両親の世代についていえることである。おそらくこの認定の問題を回避するためかと考えられるが、1994年選挙法のこの箇所の条文では、「コートジボワール国籍保有者」ではなく、単に「コートジボワール人(Ivoiriens)」と記されているのである。このことは条文のその直後の箇所に「コートジボワール国籍を離脱したことがないこと」という規定があることを考えれば、意図的に選択された表現であることは間違いないと考えられる。

仮に植民地期にコートジボワールの国籍に相当する法的身分があったのならば、それを参照するという手続きが可能ではあるが、植民地期にそのような法的身分はなかった。この点は独立直前の自治共和国時代の憲法からも確認できる。そこには「[自治共和国の] 国家の市民は、まったき権利において、フランス共同体 (la Communauté) の市民 (citoyen) である」(自治共和国憲法第1条) 8) と定められている。植民地期のコートジボワールに関して仮に国籍という考え方が適用できるのだとしたら、それは宗主国であるフランスの国籍であるという考えがこの自治共和国憲法の条文から読みとれる。

実はこの点はコートジボワール政治史においてきわめて重要な点である。同じ自治共和国憲法では「選挙人は、市民的・政治的権利を享受する両性のすべての成人の市民(citoyen)である」(同第5条)と定めている。上述の第1条の規定に照らし合わせたとき、この第5条のいう「市民」が、フランス共同体の市民であることは疑う余地がない。実際、自治共和国憲法制定後のコートジボワールでは、コートジボワール以外のフランス領植民地出身者が国政選挙への投票権を行使することができたのである。

そして、この慣例は独立後も続いた。すなわち、各々の出身地である植民地が主権国家としての独立を遂げたことに伴い、いまや「外国人」となった人々がコートジボワールの国政選挙での投票権を行使できたのである。この慣例は民主化後はじめての選挙である1990年の選挙に至るまで続いた。この事実は、植民地期のコートジボワールにおいて、少なくとも選挙人としての資格にかかわるような意味で国籍に準ずるような法的身分が定義されていなかったことを示す論拠と

⁸⁾ 自治共和国憲法の正式名称は, Loi n°59-1 du 26 mars 1959である。条文はWodié(1996) を参照した。

なろう。実際、コートジボワールの国籍が法律的な根拠をもつものとして誕生するのは、独立翌年の1961年12月14日の国籍法制定によってのことなのである9。

1994年選挙法に戻ると、国籍の有無とは切り離された資格としての「コートジボワール人」であることの認定をどのように行うかという問題について、この法律では具体的な定義は示されていない。ただ、これはその後にわかることだが、この点については、植民地時代に行われた出生届において出生地が現在のコートジボワールの領土内であることが「生まれながらのコートジボワール人」とされる認定基準として利用されることになった。このことはつまり、立候補希望者からみて2代前の祖父母の代から今日のコートジボワールの領土内に住んでいることが求められるということを意味する。すなわち、出生地主義的な考えが実際の運用にあたっては採用されることになったのである。

4-3. ワタラの排除と国籍条項の憲法への導入

1994年選挙法の政治的側面について述べていきたい。この新選挙法の規定が 先住性やエスノナショナリズムの思想を内包しているという点は3-1で述べたと おりであるが、この規定は、1995年選挙への出馬が取り沙汰されてきたワタラ 元首相の経歴を直接に問題視し、選挙から排除するねらいに立ったものだとの批判が、当時から野党や野党系メディアによってなされていた。これには次のよう な背景がある。

少なくともその当時ワタラに関しては、真偽はさておき、次のような点が新聞

⁹⁾ フランス国籍法は、フランスから分離された領土に住む住民は分離とともにフランス国籍を喪失することを定めているが(国籍法第13条第1段落)、コートジボワール植民地を含むフランスの海外領土に関しては、この国籍喪失の規定が適用されないことが1960年7月28日の国籍法改正法によって定められた(国籍法第13条に追加された第2段落)。このため、植民地のアフリカ人住民は、植民地独立から各国が国籍法を制定するまでのしばらくのあいだはフランス国籍を引き続き保有し、各国による国籍法制定後に自らが権利をもつ国の国籍をもつことになった。1960年7月28日のフランス国籍法改正法はまた、旧植民地に居住する一部の者に対して、宣言という手続きによってフランス国籍を選択する権利(Blanchard et al. 2024、3)を認めたが、この選択権を行使できたのはフランス本国に居住地をもつ者だけであった(国籍法第152条)。つまり、植民地で生まれ育ち、フランスに居住していない大多数の者はフランス国籍の選択権を行使することができなかった。西アフリカの旧フランス領諸国では、各国独自の判断に立って国籍法の内容が決定された。セネガルでは両親がセネガル人であることを求める内容となったが(Cooper 2014、416-420)、これと比較するとコートジボワールの国籍法は両親のうち1人は外国人でもよいとする内容であるのが特徴といえる。

報道などにおいて語られていた。①ワタラはコートジボワール北部の拠点都市であるコング(Kong)をかねてより支配してきた王国の王族の末裔であるが、「ワタラの両親は現在のブルキナファソ(コートジボワールの北隣の国)領内で行政首長を務めていた経歴があり、ワタラの出生はその時期なのではないか」という指摘が存在したこと、②ワタラが「ブルキナファソ政府の給費留学生としてアメリカに海外留学した経歴がある」との指摘が存在したこと、③ワタラはエコノミストとしての経歴をもつが、彼を見出したウフェがBCEAOの理事ポストへの就任をBCEAO側に打診した際、コートジボワールのもつ理事枠に空きがなかったことから、ウフェはブルキナファソ政府にかけあい、「ブルキナファソ政府のもつ理事枠でワタラを採用してもらった」という指摘が存在したこと、などである。

このような指摘はいずれも、ワタラとブルキナファソのあいだに少なからぬ関係があると直接間接に表象するものであり、ここからワタラに関して「ブルキナファソ人であって、コートジボワール人ではない」というような語りがなされることがあった。このような語りは、ワタラを政治的に支持しない立場の人々によって共有されるようになった。このような語りを支持する者にとっては、ワタラは1994年選挙法が定める被選挙資格を満たしておらず、立候補は認められないという考えとなる。

ワタラ側は、自らが1994年の選挙法の規定によって被選挙資格を失うような経歴はないと主張し、自らの選挙への出馬については問題がないはずだとの立場をとった。だが、このような主張はしながらも、ワタラは1994年選挙法のもとでの初の国政選挙となる1995年の大統領選挙への出馬は結果的には見送った。その理由は明言されなかったが、その当時ワタラは、アメリカに在住しIMF専務理事として在職しており、この職務はコートジボワール政府の派遣によるものではなく、私的な職業選択の結果としてのものであった。このためワタラは5年間の継続居住という条件(上記4-1引用内の(4))を満たしていなかったのである。不出馬の直接の根拠は「イボワリテ」関連条項ではなく、おそらく居住条件であったと考えられる。なお、1995年の大統領選挙は、主要野党が1994年選挙法を実質的な野党弾圧策のひとつであると批判してボイコットしたことにより、結果は、ベディエの90パーセントを超える得票率での当選となった(ただし投票率は低迷した)。

5

第2憲法の起草過程と「イボワリテ」

5-1. 第1憲法の停止と第2憲法の制定

2000年に予定された次期選挙を目指してワタラはまもなくIMFを辞してコートジボワールに戻り、RDRの党首に正式に就任して政治活動を開始した。さらに「生まれながらのコートジボワール人であり、かつ両親もともに生まれながらのコートジボワール人であること」に関しても、十分にそれを証明できる書類が存在するとの態度を表明した。この態度表明に沿ってワタラは選挙前年の1999年半ばに、立候補届に添付が必要な書類のひとつである国民証の申請を行い、そこで自らの両親と自らがコートジボワールの領土内で生まれたことを示す出生証明書を当局に提出した。しかし、当局側からこれらの出生証明書が偽造の可能性があると回答され、これを受け、ワタラには公文書偽造の容疑で逮捕状が出された。逮捕を避けるためワタラは国外に脱出した。ワタラの大統領選挙への出馬の道はここでいったん途絶えた。

しかし、1999年12月末に、待遇改善を求める兵士の反乱の収拾に失敗したベディエは失脚し、ゲイ元参謀総長を首班とする軍事政権が樹立された。軍事政権は速やかな民政移管を掲げ、2000年に入ってすぐに野党との協議を重ねながら新憲法案を起草し、2000年7月に国民投票にかけた。国民投票での賛成多数との結果によって同草案が新憲法として2000年8月1日に制定された。

新憲法案の起草過程では、ワタラが党首を務めるRDRを含む主要野党が起草 委員会に参加(失脚したベディエの政党であるPDCIは参加を見送ったが起草内容については賛成の立場であった)したのだが、そこではワタラの大統領への被選挙資格を制限する方向性を支持する立場が主導権を握った。具体的には、1994年選挙法に盛り込まれた「イボワリテ」条項を憲法の条文に盛り込むという方向性である。RDRはそれらの条文が明らかにワタラを排除する政治的意図をもって制定されてきたことを認識しており、その条文を憲法に盛り込むことには反対であった。しかし、RDR以外の政党が多数派を占めて起草委員会の主導権を握り、周辺化されていったRDRは、「RDRの反対によって新憲法案の成立が遅れる」

「RDRは民政移管や民主化に逆行する勢力だ」という批判を国民から受けることを恐れ、「イボワリテ」条項を憲法に導入することを黙認せざるを得なかった。国民投票においてもRDRは、「イボワリテ」条項が盛り込まれたことは批判しながらも、憲法案への賛否に関しては「賛成」票を投じるよう支持者に求める立場をとった。RDRのこの態度の背景としては、1990年代後半にワタラが国民証を取得するために提出した出生証明書の真正性に対する自負があったとも考えられる。「イボワリテ」条項に強硬に反対することは、その条項によって除外される条件を備えていると自ら認めることになりかねないからである。RDRとしては、一部の国民の政治的権利を制限する条文に反対しているのであって、その規定の如何を問わずワタラは十分に被選挙資格をもっているというスタンスだったといえる。

5-2. 第2憲法における大統領被選挙資格

このような経緯を経て成立した第2憲法における大統領の被選挙資格に関する 規定がどのようなものかを具体的にみてみよう。以下がその当該条文(第2憲法 第35条)である。

共和国大統領は直接普通選挙によって5年の任期で選出される。共和国大 統領は1回しか再選できない。

大統領選挙の立候補者は、40歳以上かつ70歳以下でなければならない。 大統領選挙の立候補者は、生まれながらのコートジボワール人である父と 母のあいだに生まれた、生まれながらのコートジボワール人でなければならない。

大統領選挙の立候補者は、これまでにコートジボワール国籍を放棄したことがあってはならない。

大統領選挙の立候補者は,これまでに他国籍を取得したことがあってはな らない。

大統領選挙の立候補者は、選挙日に先立つ5年のあいだ継続的にコートジボワールに居住していなければならず、かつ、実質的な居住期間が10年なければならない。

本条に示される居住義務は、外交団・領事団の構成員、外国での職責への 就任ないし職務の遂行を国家により指名された者、国際公務員、政治的亡命 者には適用されない。

大統領選挙の立候補者は、医師会理事会によって提案されたリストに基づき憲法院が指名した3人の医師団によって適正に申し立てられた、身体と精神の完全な充足を示す書類を提出しなければならない。

大統領選挙の立候補者は、よき道徳と大いなる誠実さの人でなければならない。大統領選挙の立候補者は資産を申告し、その出所の根拠を示さなければならない。

この条項の内容は次のように整理できる。ここで盛り込まれている条件は、① 大統領としての前任歴(第35条第1段落:前任者の再選は1回限り)、②年齢(同第 2段落:40~70歳)、③両親と本人の出生と国籍(同第3~5段落:両親が出生時か らコートジボワール人、本人が出生時からコートジボワール人、国籍放棄歴がないこと、 他国の国籍をもったことがないこと)、④居住歴(同第6~7段落:選挙まで継続的に 5年、実質的に10年、規定を除外されるケース)、⑤心身の状態(同第8段落:認定 医師による承認)、⑥誠実さ(同第9段落:人格的要件と資産公開の義務)である。 なお、第2憲法では憲法裁判所に相当する機関として、第1憲法下(1994年の改 正後)と同じく、憲法評議会が設置されており、大統領選挙の立候補者の被選挙 資格は憲法評議会の裁決事項と定められている(第94条)¹⁰⁾。

ちなみに第2憲法下での国会は第1憲法と同じく一院制の国民議会であるが、その議員の選出については、第1憲法と同様、被選挙資格の条件、被選挙不可・兼任不可に該当する条件を別途「法律で定める」とする規定となっている(第59条)。なお国会議員の選挙の被選挙資格の裁定もまた憲法院の裁決事項となった(第60条)。すなわち、第2憲法においては、大統領についてのみ被選挙資格が憲法の条項において詳細に定められているのである。

第2憲法制定とあわせ、新たな選挙法も制定された。2000年8月1日付け法

¹⁰⁾ 第1憲法下(1994年の改正後)での憲法評議会の構成、組織、権限、機能は、別途法律で定めるとされ、憲法には明記がなかったが、第2憲法ではこれらが憲法の条文として明記されている。

律第2000-514号である。この法律は1994年選挙法と同様に、大統領選挙、国民議会選挙、地方選挙のすべての選挙に適用される一本化された法律であった。 大統領の被選挙資格に関しては、1994年選挙法に盛り込まれていた詳細な被選挙資格の規定が憲法の本文に移ったことから、選挙法では簡略な記載となっている。すなわち、ウフェ時代の選挙法のように、司法判断による除外(第49条)と特定の公職に従事する(した)ことによる除外規定(第50条)である。

このような新しい被選挙資格の規定のもとで2000年8月から立候補届出が始まり、ワタラも立候補届を提出したが、憲法評議会の裁決により立候補届は却下された。却下の理由は明確にされなかった。旧唯一党のPDCIからも何人かの有力政治家が立候補届を出した——PDCIはベディエの失脚と亡命をふまえた党の体制をこの時点までに確立できておらず、党後任候補の一本化はせず、党員が自由に立候補することを認めていた——が、PDCIからのすべての立候補届が却下された。結局、大統領選挙は、大統領選挙に出馬しないとの前言を翻して立候補したゲイ軍事政権首班とFPI党首のバボの事実上の一騎打ちのかたちで2000年9月末に投票が実施された。開票過程でゲイ首班が選挙管理委員会に介入して開票を妨害したり、野党支持者間(とくにFPI支持者とRDR支持者)の衝突などが発生したりするなどの混乱を経て、バボが大統領に初当選を果たした。

ワタラは2000年12月に予定された国民議会議員選挙にも立候補届を出したが、これもまた理由が明示されないまま却下された。これに抗議してRDRは国民議会選挙をボイコットした。ワタラの立候補届が2度にわたって却下されたことは、被選挙資格を認定する憲法評議会の構成員の任命に対して大統領と与党の影響力が大きいことによって説明される¹¹⁾。却下理由は明らかにされているわけではないので、却下が「イボワリテ」的な観点からの被選挙資格の欠格性を断定したという意味内容を負うわけではない。ただ、ワタラの出馬に対して否定的な立場の考えの有権者や、ワタラと対立して「イボワリテ」的な観点から誹謗中傷を展開してきた政治家らは、憲法評議会の裁決がワタラの出生にかかわることを問題視したものだと、勝手に「了解」するという構図がそこにはある。このため、ワ

¹¹⁾ 第2憲法では、憲法評議会の委員長は大統領が任命する(第90条)、6人の委員のうち3人ずつを大統領と国民議会議長が指名(第89条)した上、任命は大統領が行う(第91条)こととなっている。

タラに対しては、提出書類における違法性の有無や却下の決定に関する明確な理 由づけについて憲法評議会が詳細を示さないまま、ただ状況証拠のような排除の 空気だけができあがるという状況になる。

ワタラをめぐる憲法評議会の判断のあいまいさは、その次の選挙で明らかになった。バボ政権下のコートジボワールは反乱軍の挙兵によって2002年9月から内戦に陥り、次期2005年に予定された選挙は延期を重ね、ようやく2010年に実施されたことは前述した。その選挙にワタラはついに立候補できたのである。立候補に際しては、内戦からの脱却を目指す和平交渉の過程で、国際的な仲介のもとでの主要政治家間の直接会談の結果、「ワタラの大統領選挙出馬に問題はない」ことが申し合わせとして確認されていた。2010年10月に行われた大統領選挙でワタラは、現職のバボ大統領に次ぐ得票を得て11月の決選投票に臨み、当選を果たすことになる。当選発表直後からはじまったバボ派の軍事的抵抗とこれへのワタラ側の軍事的対抗――すなわち新たな内戦の勃発――があったものの、2011年4月にワタラ側がバボの逮捕に成功し、そののちワタラは改めて公式に大統領への就任式を実施した。ワタラが最終的に当選したこと、またそれに至る過程で政治的な合意として「ワタラの出馬に問題がない」と確認されたことは、1994年から展開されてきた被選挙資格をめぐる法律の制定がまさに政治的な排除を主眼として展開されてきたものであることを物語っている。

6 □ コートジボワール歴代憲法における「二面性」

6-1. コートジボワール憲法における大統領空席時の手続きと 政治の関係

以上、本章では、権威主義体制の多いアフリカ諸国において憲法の果たす役割 や意義についての理解を深める目的に立ち、コートジボワールの事例を詳しく検 討してきた。ここで注目したのは、コートジボワールにおいて独立以来観察され てきた、統治者の選出・交替・継承にかかわる憲法の規定と政治との関係であり、 具体的には、大統領空席時の手続きと、大統領の被選挙資格に焦点をあわせた。 本章における主張は、コートジボワールにおける憲法と政治の関係が二面性を 伴うものだという点にある。冒頭で述べたことを再確認すれば、ここでいう二面性とは、第1には、一人の統治者の政権の安定性の確保や、同じ権威主義的な体制内で別の統治者へと安定的に権力の継承がなされることを保証する側面であり、第2には、憲法規定を恣意的に改廃したり、運用したりすることを通して、統治が個人化されていく側面のことである。統治の個人化は、政権の権威主義的性格を強化する性質をもつことから、次の統治者への権力継承を困難にしたり、統治エリート内での不満を高めたりするなど、中長期的に政権に対するリスクとして働きかねないものと位置づけられる。このような理論的な整理に照らして、本章で検討した事例がどのように説明されるのかを改めて検討していきたい。

まず、大統領空席時の手続きについてである。これについては、まず、ウフェがPDCI党内での次期大統領の座をうかがう動きを牽制するためのシグナリングの手段として使われてきた様子をみた。自らの後任について直接の言及を避ける一方で、後任人事の憶測から生まれる党内の混乱を抑えるために、ウフェが1970年から1990年にかけて何度かにわたり、大統領空席時の手続きに関する憲法規定を改廃してきたことを確認した。もとより自らの発意によって憲法改正が可能だという状況は極めて個人支配的なものといえるが、ウフェはさらに自らの意思に沿った憲法改正案を可決させることにより、その支配体制をさらに堅固なものにしたわけである。すなわちここにおいて憲法規定の操作は、ウフェの統治を安定化させる策として機能したということになる。

他方,ウフェの1990年の憲法改正は、後継の座をめぐるベディエとワタラの対立をその後の遺産として残すことになったのは否めない。このことは、個人支配の安定を期するための策は、当の個人統治者が退場したあとの体制の安定を保障するものではないことを示している。ウフェが在任中に、安定した後継体制を築くための措置をとらなかったのはなぜかという点は、コートジボワール政治史における大きな問いといえる。PDCIというそれなりに機能している政党が存在したことを考えると、政治局や党大会などの党機関を使って後継体制づくりにとりくむことは技術的には十分に可能であった。また、ウフェの長期在任期間が、総じて安定的に推移していたこと考えると、後継体制づくりのための十分な時間的な余裕もあったと考えられる。このように可能であったはずの後継体制づくりをなぜウフェは放置したのかという問いが成り立つ。この問いに対する回答とし

ては、個人支配の統治スタイル以外の振る舞いがウフェには難しかったということになるのかもしれない。

第3憲法下では、ワタラが、大統領空席時の手続きをひとつの材料として、与党連合における懸案の解決に乗り出した。その結果、ワタラは、単一政党化は実現できなかったものの、PDCIの弱体化と自らの政治勢力であるRHDPの幹部人材の増強という利益を獲得したといえる。2020年の大統領選挙での勝利ならびに2021年3月の国民議会選挙での勝利によって、コートジボワールではRHDPの一党優位体制ともいうべき状況が生じつつある。そのような状態にいたるひとつの材料として、第3憲法における大統領空席時の手続きが、一定の政治的な役割を果たしたということができるだろう。

第3憲法については、このように、既存の政権の安定化に関係する側面は指摘できるが、不安定化に関係する側面は明示的には指摘できないように思われる。本来ワタラが避けるべく計画していたはずの三選出馬が行われ、ワタラが結果的に長期政権化の道を進んでいることは、権威主義体制の強化という方向性の出来事と位置づけられるものであることはまちがいない。ただ、その過程と、第3憲法の規定とのあいだには直接的な関係はないとみるのが妥当だろう。焦点はむしろ、いつか訪れるワタラの退陣の際に、後継体制がどのように確立されるかである。そこで憲法の規定がなんらかの役割を果たすことは、コートジボワール政治史の経験に照らして想像できることではある。これについては、今後の動向の注視が必要だろう。

6-2. コートジボワール憲法における大統領の被選挙資格と 政治の関係

両親の出生時に遡って国籍取得の経緯のあり方を問題とし、大統領の被選挙資格の条件とする規定が憲法に盛り込まれたのは第2憲法においてである。また、第2憲法に盛り込まれたのと同様の条項は、1994年に制定された選挙法にも盛り込まれていた。選挙法は憲法ではないが、コートジボワールの法制史に照らし、1994年選挙法と第2憲法の大統領被選挙資格規定が連続性をもつものであることは間違いない。そこでここでは、1994年選挙法も考慮に含めて考察を行う。

両親と本人がともに生まれながらのコートジボワール人であることを求める,

いわゆる「イボワリテ」条項のもつ政治的効果は、そこで謳われた条件に従って、一定の候補者を除外できることにある。これは除外対象となる候補者以外の候補者にとっては、競争が緩和されるという有利な条件をもたらす。法の施行に直接の責任をもつ現職の統治者にとって有利であることはいうまでもない。1995年の大統領選挙への出馬をワタラは見送ったため、1994年選挙法の「イボワリテ」条項が現に法的効力を発揮したわけではない。ただ、1994年選挙法の制定過程と選挙戦の過程で、ベディエ側は、ワタラのコートジボワール人としての資質を疑問視する政治宣伝を盛んに行うことができた。このような政治宣伝は、有権者のあいだにワタラに対する批判的な考えを一定程度醸成することに成功したものと考えられる。「イボワリテ」条項を含む第2憲法草案が、国民投票で相当程度の多数の支持を受けたことからも、それは間接的に確認することができる。

2000年の大統領選挙をめぐっては、ワタラはまず第1憲法下の1999年に、前述のとおり身分証明関連書類を偽造しようとしたとの嫌疑を警察からかけられた(追及を避けるためワタラは亡命を余儀なくされた)。また、クーデタを経た2000年になってからは、明示的な理由が明かされないまま立候補届が却下された。ここでのポイントは、これらの警察と憲法評議会の態度はどちらも、「イボワリテ」条項に照らして、ワタラに立候補資格がないとする法律的な判断ではないことである。そのことは、第2憲法のままで実施された2010年の大統領選挙にワタラが出馬できたことからも明らかである。つまり、1994年選挙法も第2憲法も、その政治的な効力はもっぱら、特定の人物の出馬を法的に不可能にするということではなく、ワタラの国籍に関する中傷宣伝が効果をもつような環境を醸成するところにあったと指摘できる。端的にいえば、プロパガンダの装置として、これらの法律は機能を果たしたのである。憲法と政治が、このような社会心理的な効用を通して結びつき合いもすることがここには示されているといえよう。

さて、憲法を材料に使ったプロパガンダによって特定の政治家を攻撃することにより、選挙戦における優位を確立し得る候補者がいることは確認された。これは、二面性のうちの第1の、政権ならびにその継承の安定性に寄与する側面と位置づけられよう。では、第2の、政権の不安定化をもたらす側面についてはどのように評価できるだろうか。

国民のあいだから一定の支持を獲得している政治家を選挙から排除することは,

選挙の正統性を大きく損なうことになる。排除が繰り返されることにより、排除された側の政治家の支持者のあいだでは、選挙、政権、政治システムに対する不信が募っていくことになる。このような状況が、政治体制の安定性に対するリスク要因となることは間違いない。さらに、このような不信と不満を背景に抗議行動が発生した場合に、現政権が弾圧策で応じることになれば、政権側の強権的な性格は必然的に強化されることになり、さらに不信・不満が強化される展開をたどることが考えられる。

実際,1994年選挙法に則って行われた1995年の選挙では,野党側が,選挙法の規定に対する抗議から,大規模な抗議行動を展開したり,大統領選挙をボイコットしたりすることが起こった。与野党間関係は,暴力の介在も伴う,極めて緊張したものだった。2000年の選挙においても,軍事政権首班による不正な選挙操作の企てという要因も加わってのことだが,選挙から排除されたワタラの政党RDRの支持者が選挙のやり直しを求めて街頭に繰り出し,他の政党の支持者と衝突する騒乱状況が発生した。加えて,治安部隊による過剰鎮圧があり,100人を超える死者が発生する事態となった。特定候補者を選挙から排除する策は,抗議と弾圧がエスカレーションの道をたどる過程をとる恐れが多分にある。選挙での勝利が確実になるという意味での政権の安定化は確保されるとしても,強権化を余儀なくされることにより,中長期的に打倒されるリスクは高まることになるといえる。

結 論

以上,本章では、コートジボワール政治史において憲法と政治の関係が顕著に みられた事例をとりあげ、そこで憲法が果たした機能について、政権ならびに同 じ権威主義体制内での政権委譲の安定化と、強権化や個人化につきまとう統治の 不安定化という2つの視点から分析した。本章は、これまで研究の進展が十分で はなかった、アフリカの法律に関する研究、憲法と政治の関係に関する研究、権 威主義体制にとっての憲法の意義などの領域に対して、事例研究に基づいた知見 を提示するかたちで一定の貢献を行ったものと考えられる。 ここで考察に用いた「二面性」は、アフリカ政治に広くみられる矛盾を指し示す視点としても一定の有効性をもつのではないかと期待される。アフリカ諸国では、強権体制が長期にわたって持続するケースが広くみられる一方、極めて安定的にみえた強権体制が、なんらかの契機によって、たやすく崩壊してしまうという事例もまたしばしば観察される。このような、ある種の「安定的な不安定」ともいうべき矛盾を抱えたアフリカ諸国の政治のあり方を解明する上で、憲法の政治利用やその作用などの検討が手がかりになるかもしれない。その意味で憲法への注目は、政治体制のあり方や政治の安定・不安定といった大きな問題領域と接続して、今後も検討が進められていくべきものと考えられる。

最後に、憲法規定を使った政治的排除の対象となってきたワタラが自らの強いイニシアチブでとりくんだ第3憲法について触れておきたい。2011年に大統領に正式就任した直後からワタラは、国民和解の上で新憲法の制定が必要だとの認識を示していた。2015年の大統領選挙で再選を果たした直後からワタラは新憲法の制定作業にとりかかり、自らが強く関与するかたちで憲法草案を作成し、ほぼ原案のまま国民投票に付された。投票率はやや低めではあったものの、憲法案は投票者の大多数の賛成をもって新憲法として制定された。このような経緯から、この第3憲法における大統領の被選挙資格は、自らを排除するかたちで展開されてきた「イボワリテ」的な規定とその運営ならびに政治の動きに対する、ワタラからの「アンサー」という位置づけができるものといえるだろう。大統領の被選挙資格は次のような規定である(第55条)。

共和国大統領は,直接普通選挙によって5年の任期で選出される。共和国 大統領は、1回しか再選できない。

共和国大統領は、共和国副大統領を選ぶものとし、共和国副大統領は、共和国大統領と同時に選出される。

大統領選挙の立候補者は、市民的権利と政治的権利を享受していなければならず、かつ35歳以上でなければならない。大統領選挙の立候補者は、父もしくは母が生まれながらのコートジボワール人である、コートジボワール国籍のみをもつ者でなければならない。

第2段落は共和国副大統領の選出に関する規定であるので、大統領の立候補資格に関する記載は第1段落と第3段落のみとなる。ここに盛り込まれているのは、①前任歴(第1段落:前任者の再選は1回限り)、②市民的権利と政治的権利の状態(第3段落の1文目:権利を停止されていないこと)、③年齢(第3段落の1文目:35歳以上)、④国籍(第3段落の2文目:両親のどちらかが出生時からコートジボワール国籍を保有、本人が現在コートジボワール国籍以外の国籍をもっていないこと)。また、被選挙資格の裁決は憲法評議会が行うことが別の箇所で規定されている(第127条)。

第2憲法の条文と比べ大きく簡素化されていることが確認できる。「父と母が」ではなく「父もしくは母が」となっている。立候補者本人が「生まれながらの」コートジボワール人であることは求められず、立候補の時点でコートジボワール国籍のみをもっていることだけが条件となっている。第2憲法では排除されていた、国籍離脱経験がある者も立候補が可能になっており、二重国籍だったことがあっても除外されないことになる。

ただ、両親のどちらかについて「生まれながらのコートジボワール人」であることを求める点は、「イボワリテ」的な考え方の導入といえる。ここには、自らを排除する意図をもって作成された条項が求める条件を自らが現に満たしているというワタラ自身の態度が垣間見える。

[参考文献]

- Aggrey, Albert 1983. Guide des élections. Abidjan: Juris Editions.
- Barros, Robert 2002. Constitutionalism and Dictatorship: Pinochet, the Junta, and the 1980 Constitution.

 Cambridge: Cambridge University Press.
- Blanchard, Emmanuel, Linda Guerry, Lionel Kesztenbaum and Jules Lepoutre 2024. "Recovering lost French citizenship through reintegration." *Population & Societies* (619) February 2024: 1-4. DOI: 10.3917/popsoc.619.0001
- Cooper, Frederick 2014. Citizenship between Empire and Nation: Remaking France and French Africa, 1945-1960. Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Ginsburg, Tom and Alberto Simpser eds. 2014. *Constitutions in Authoritarian Regimes*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hirschl, Ran 2013. "From comparative constitutional law to comparative constitutional studies." International Journal of Constitutional Law 11(1): 1-12.
- Okoth-Ogendo, H. W. O. 1991. "Constitutions without Constitutionalism: Reflections on an African

- Paradox." In Issa G. Shivji ed., *State and Constitutionalism: An African Debate on Democracy.* Harare: Southern Africa Political Economy Series (SAPES) Trust, 3-25.
- —— 1993. "Constitutions Without Constitutionalism: An African Political Paradox." in *Constitutionalism and Democracy: Transitions in the Contemporary World*, edited by Douglas Greenburg, S. N. Katz, B. Oliviero and S. C. Wheatly, New York: Oxford University Press, 65-84.
- Sadurski, Wojciech 2020. "Constitutional Democracy in the Time of Elected Authoritarians." International Journal of Constitutional Law 18(2): 324-333.
- Wodié, Francis V. 1996. *Institutions politiques et droit constitutionnel en Côte d'Ivoire*. Abidjan: Presses universitaires de Côte d'Ivoire.

©Akira Sato 2024 本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際」の下で提供されています。 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

